

アリーナの防災機能に関する要求水準

1 防災機能の基本的な考え方

防災機能の基本的な考え方は、「静岡市アリーナ基本計画（令和7年1月）」
(<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s5423/s013099.html>) の「6. 施設計画 (2) 機能および諸条件 7) 防災機能」(p.38~39) に記載のとおりとする。

2 静岡市地域防災計画における位置づけ

市はアリーナの完成後、静岡市地域防災計画においてアリーナを緊急物資集積所及び指定避難所として位置づける予定である。

なお、災害発生時の状況によっては、市が事業者に対し、地域防災計画に定める役割以外の協力を求める可能性があり、事業者はそれに協力するよう努めること。

3 防災・減災の推進

事業者は業務の実施にあたり、「静岡市いのちを守る防災・減災の推進に関する条例」
(<https://www.city.shizuoka.lg.jp/documents/6614/000731276.pdf>) に基づき、防災・減災の推進に取り組むこと。

4 災害時協定の締結

(1) 事業者はアリーナ開業日までに、災害時等における施設利用の協力に関する協定書（以下「災害時協定」という。）を市と締結すること。

(2) 災害時協定の内容は「災害時等における施設利用の協力に関する協定書（ひな形）」
(https://www.city.shizuoka.lg.jp/documents/4122/000869339_2.pdf) によるものとし、そのうち「△△△【避難所等の使用目的を記載する。】」は「緊急物資集積所及び指定避難所」とする。
なお、使用目的は受入型に該当するため、「開放型ひな形」及び「業務継続型ひな形」は用いない。

5 災害対応マニュアルの作成

(1) 事業者は市と協議のうえ、災害対応マニュアルを作成し、保管すること。

(2) 災害対応マニュアルの内容は、「災害対応の手引—指定管理者制度導入施設避難所等災害対応マニュアル（ひな型）—」(https://www.city.shizuoka.lg.jp/documents/4122/000869337_2.pdf) P.18~49 に示す「災害対応マニュアル ひな型」によるものとし、そのうち「△△△【災害時の使用目的】」は「緊急物資集積所及び指定避難所」とする。
なお、使用目的は受入型に該当するため、ひな型のうち「開放型」及び「業務継続型」に関する内容は含まない。

6 備蓄倉庫の設置

アリーナを指定避難所として運用する際に必要な物資を、市が備蓄することを前提として、備蓄倉庫として物資が保管可能な容積 40 m³以上のスペースを設けるとともに、これらの物資の出し入れが可能な作業スペースを確保すること。

なお、指定避難所として運用する際は、サブアリーナを主な開放場所とすることを想定し、備蓄倉庫はアリーナの屋内かつ災害時の指定避難所の運用に支障なく利用可能な位置に設けること。

7 水および電気の市民への提供

(1) 災害時及び広域的な断水時には、給水拠点として必要な設備を設け、飲用可能な水を市民へ提供できるようにすること。提供する水は受水槽内の水を提供することを基本とし、それが困難な状況の場合は、市が手配する給水車等や給水タンクにより対応することを想定している。

(2) 災害時等の長期的かつ広域的な停電時には、非常用発電機等の必要な設備を設け、市民が携帯電話等の電子機器を充電するための電力を提供できるようにすること。

8 災害時の協りに伴う費用負担等の取扱

災害時、市への協りに伴い発生する、営業損害及び災害対応に係る費用負担の取扱は、合理性が認められる範囲で市が負担することを原則とし、市と事業者の協議により決定する。